

歯科技工所ベースアップ支援料

適正運用のための 手引き

歯科医療提供体制の維持に向けた
円滑な制度運用のために



制度の概要



歯科医療機関との
連携方法



届出・運用の
実務ポイント



よくある質問
(Q&A)

※歯科医療機関との連携により運用される制度です

歯科技工関連三団体

公益社団法人日本歯科技工士会 / 全国歯科技工士教育協議会 / 一般社団法人日本歯科技工所協会

会員ならびに歯科技工所関係者の皆様へ

【重要】歯科技工所ベースアップ支援料活用のお願い

令和8年度診療報酬改定において新設された「歯科技工所ベースアップ支援料」は、歯科技工士の処遇改善を目的とした制度です。

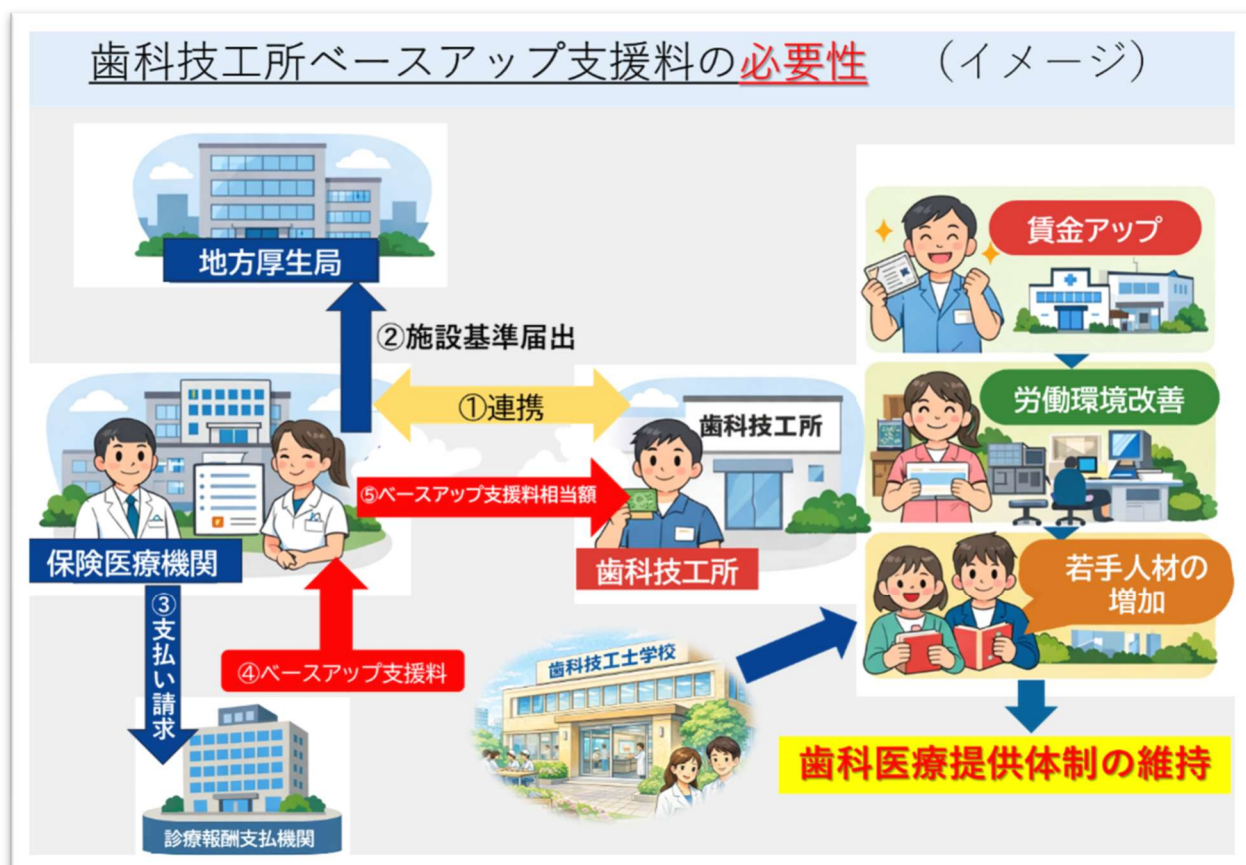
本制度は、歯科医療機関による施設基準の届出・算定を通じて、歯科技工所へ反映される仕組みとなっています。

本手引きは、制度の円滑な運用と歯科医療提供体制の維持に向け、会員ならびに歯科技工所関係者の皆様にご活用いただくため作成いたしました。

ぜひ本手引きをご活用いただき、お取引先歯科医療機関との連携による制度活用につなげていただければ幸いです。

歯科技工関連三団体

公益社団法人日本歯科技工士会
全国歯科技工士教育協議会
一般社団法人日本歯科技工所協会



内容

A.歯科技工所ベースアップ支援料について（Q&A）	4
B.歯科技工所ベースアップ支援料の活用に関するご協力をお願い.....	7
C.電子申請のための手続き方法	8
D.文書申請のための手続き方法.....	11
E.歯科技工所ベースアップ支援料に関する協定書(必要な方のみ活用)	15
F.資料集.....	16

【今すぐお願いしたいこと】

- ① 本手引書をお読みいただき、「歯科技工所ベースアップ支援料」の制度内容をご理解いただく
- ② お取引歯科医院および関係する歯科技工所と情報共有を行う
- ③ 本ページ上記 B を活用いただいてお取引先歯科医院へ制度の説明と協力をお願いを行う
- ④ 本ページ上記 C 又は D を用いて届出・申請の対応を依頼する(C.電子申請を推奨されています)

※ この制度を活用しなければ、処遇改善は進まず、将来的な歯科技工体制の維持が困難になります。まずは本資料の内容をご確認いただき、ご対応をお願いいたします。

※ 電子申請を基本とし、書面提出の場合は記載のうえお渡してください

A. 歯科技工所ベースアップ支援料について（Q&A）

I 制度の概要

Q1 歯科技工所ベースアップ支援料とは何ですか。

A 令和8年度診療報酬改定において新設された評価であり、歯科技工所に所属する歯科技工士等の処遇改善、特に勤務する者の賃上げを目的として設けられた制度です。歯科技工人材の確保および歯科医療提供体制の維持を図ることを目的としています。

Q2 なぜこの制度が創設されたのですか。

A 歯科技工士の減少や高齢化が進む中で、歯科技工人材の確保が歯科医療提供体制の維持にとって重要な課題となっているためです。歯科技工士の処遇改善を通じて人材確保を図ることが制度の目的とされています。

Q3 なぜ歯科技工所が算定主体ではないのですか。

A 診療報酬制度は、保険医療機関が算定主体となる制度であるためです。そのため歯科技工所ベースアップ支援料は歯科医療機関が算定し、歯科技工所への委託費として支払う仕組みとなっています。

II 制度の仕組み

Q4 この支援料は誰が算定するのですか。

A 歯科医療機関が算定します。

Q5 歯科技工所はこの支援料を直接請求できますか。

A できません。歯科技工所が直接算定する制度ではありません。歯科医療機関が算定し、その全額を歯科技工所への委託費として支払う仕組みです。

Q6 歯科医療機関が支援料を算定するには何が必要ですか。

A 厚生局への施設基準届出が必要です。また、歯科医療機関と歯科技工所が連携して届出内容を確認することが求められます。なお、当該歯科医療機関に複数の歯科技工所が関与している場合は、すべての歯科技工所が対象となるため、関係する歯科技工所間で情報共有を行い、連携して手続きを進めることが望まれます。

III 支払いの考え方

Q7 歯科技工所は歯科医療機関に支払いを求めることができますか。

A できます。制度趣旨および施設基準の内容について説明し、理解と協力を求めることが重要です。

IV 実務上の疑問

Q8 院内歯科技工の場合は算定できますか。

A できません。歯科技工所への委託を前提とした制度であるため、当該保険医療機関に所属する歯科技工士が製作した場合は算定対象となりません。

Q9 委託歯科技工所の名称はどこに記載されますか。

A 施設基準届出や実績報告書において記載されます。

Q10 届出時に記載されていない歯科技工所でも対象になりますか。

A なります。実際に委託が行われている歯科技工所については実績報告書で報告されていれば対象になります。

V 会員から多い質問

Q11 歯科医療機関が支援料を算定しているか確認できますか。

A 「医療機関届出情報(地方厚生局)データベース」にアクセスいただくと確認できます。

Q12 消費税の取り扱いはどのようにすればよいですか

A 歯科技工所ベースアップ支援料には消費税が含まれています。そのため、税抜 136 円、税込 150 円となるよう請求してください。

Q13 実際の請求方法を教えてください

A 請求方法としては、

①「別建て請求」と

②「歯科技工料金への内包」

が考えられます。

ただし、「内包」の場合、同一の補綴物でも料金体系が複雑になり、請求時のトラブルにつながる可能性があります。

このため、厚生労働省保険局は「別建て請求」を推奨しています。

部位等	項目	単価	個数	小計
① レジン前装金属冠	レジン前装金属冠	8,220	4	32,880
	ベースアップ支援料	136	4	544
	合計(税別)			33,424
② ③ レジン前装金属冠	レジン前装金属冠 (ベースアップ支援料含む)	8,356	4	33,424
	合計			33,424
① レジン前装金属冠	レジン前装金属冠	8,220	2	16,440
	レジン前装金属ポンティック	8,260	2	16,520
	ベースアップ支援料	136	1	136
	合計(税別)			33,096
② ③ レジン前装金属冠	レジン前装金属冠	8,220	1	8,220
	レジン前装金属冠 (ベースアップ支援料含む)	8,356	1	8,356
	レジン前装金属ポンティック	8,260	2	16,520
	合計(税別)			33,096

Q14 具体的な算定の個数の考え方を教えてください。

A 想定される歯科補綴物等における「歯科技工所ベースアップ支援料」の算定回数は下の表のようになります。

部位(一例)	算定回数	補綴物等の種類及び算定方法	
6	1	クラウン	★1 M個につき 005 装着の算定時 ★1 装置につき
5	1	インレー	
⑥⑦(連結or単冠)	2	クラウン	
③②①(連結or単冠)	3	レジン前装冠	
③2①(Br)	1	ブリッジ	
7~1 1~7	1	総義歯	
65・56(一顎2床)	2	局部床義歯	
鑄造二腕鉤	1	有床義歯修理	★
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置	1	3. 口腔内装置等の装着の場合★	
①②③④⑤(テンポラリークラウン)	5	暫間補綴装置	セット日に算定
①2③(リテーナー)	1	暫間補綴装置	
123	3	支台築造(間接法)	
7~1 1~7	1	3次元プリント有床義歯(一顎)	
個人トレー・バイトリム・仮床試適		算定不可	

Q15 「歯科技工所における賃金引き上げの方法」の欄にはどのように書けばよいですか

A 歯科技工所の規模に応じて下記を参考にしてください

・従業員を雇用する歯科技工所

- ① 当歯科技工所においては、歯科技工士等の処遇改善を目的として、基本給の引き上げ及び各種手当の見直しにより賃金の引き上げを行う。
- ② 当歯科技工所においては、経営状況を踏まえつつ、基本給の見直し又は手当の増額により賃金の引き上げを行う。

・個人の歯科技工所

- ③ 当歯科技工所においては、本支援料に係る収入を、業務内容及び従事状況に応じて、基本給の引き上げ(見直し)に充当すること等、適切に配分し処遇改善を図る。

Q16 実績報告書の提出方法について教えてください。

A 本支援料の実績報告書は、歯科技工所名と期間内の算定回数を報告する簡易な内容です。

従来のベースアップ評価料と混同されることがありますが、本制度では複雑な集計は不要です。算定回数については、可能な範囲でカウントし(下図*)、実績報告書作成時に歯科医療機関へ提供することをお勧めします。

別添1 (歯科技工所ベースアップ支援料) 実績報告書 (令和 年度分)	
保険医療機関コード	
保険医療機関名	
I. 提出書類の種類	
<input type="checkbox"/> 実績報告書	
I. 賃金改善支援実施期間及びベースアップ支援料算定期間	
(1) 賃金改善支援実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月
(2) ベースアップ支援料算定期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月
II ベースアップ支援料の算定回数	
ベースアップ支援料の算定回数	0 回
ベースアップ支援料の算定額	0 円
III 製作委託等を行った歯科技工所の名称と算定回数	
歯科技工所名	算定回数
	回
	回
	回
本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。	
令和 年 月 日	開設者名: _____
【記載上の注意】 * 1 「III」において、歯科技工所ごとの算定回数については、可能な範囲で記載すること。	

歯科保険医療機関各位

歯科技工所ベースアップ支援料の活用に関するご協力のお願い

平素より歯科医療の提供にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

このたびの令和 8 年度診療報酬改定において新設された「歯科技工所ベースアップ支援料」は、歯科技工士の処遇改善を通じて担い手の確保を図り、将来にわたる歯科医療提供体制の維持を目的として創設された制度です。

現在、歯科技工分野においては、従事者の減少や高齢化が進行しており、補綴物の安定的な供給体制の確保が重要な課題となっております。この状況が進行した場合、納期や対応力の面で歯科診療への影響も懸念されます。

本支援料は、歯科医療機関において算定いただくことにより、歯科技工所への委託費に反映され、歯科技工士の処遇改善につながる仕組みとなっております。そのため、本制度の趣旨を実現するためには、歯科医療機関の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

つきましては、歯科技工所との連携のもと、歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準の届出および算定にご協力賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人 日本歯科技工士会
全国歯科技工士教育協議会
一般社団法人 日本歯科技工所協会

お取引先歯科医院各位

歯科技工所ベースアップ支援料に関するお願い

平素より大変お世話になっております。

日頃より歯科補綴物等の製作をご用命いただき、厚く御礼申し上げます。

本支援料は、歯科医療機関において算定いただくことで、歯科技工所における処遇改善に活用される制度となっております。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、本支援料の施設基準の届出および算定につきまして、ご対応賜りますようお願い申し上げます。

なお、手続きに関する資料を別紙にてご用意しておりますので、ご参照いただけますと幸いです。

今後とも安定した歯科補綴物等の提供に努めてまいりますので、何卒よろしくようお願い申し上げます。

(歯科技工所名)

C.電子申請のための手続き方法

① https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索 **CLICK!!**

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働について 統計情報・白書 所管の別 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療関係 > 令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

「令和8年度診療報酬改定における貴上げ」に係る医療機関・訪問看護ステーション・保険薬局向け特設ページです。

【重要】
 ・令和8年度診療報酬改定前の届出様式
 ・令和7年度算定分の実績報告書の提出
 これらの様式や通知については、
 届出の様式が異なりますので [こちら](#)（9. 令和8年度診療報酬改定前のベースアップ評価料届出様式について／10. 令和7年度実績報告書の提出について）をご確認ください。

【ご注意!!!】
 令和8年6月からベースアップ評価料を算定する
**すべての医療機関・訪問看護ステーション・薬局は
 5月中に該当様式の届出が必要です!!!**

※このページにおいて、特に記載がない限り、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」は「外来・在宅ベースアップ評価料」に含まれるものとします。

訪問看護ステーションについては [こちら](#)
 保険薬局については [こちら](#)
② [歯科技工所ベースアップ支援料の届出についてはこちら](#) **CLICK!!**

8. 歯科技工所ベースアップ支援料の届出について

※この項目は、歯科診療所において「[歯科技工所ベースアップ支援料](#)」を届け出る場合の解説です。
 ※歯科在宅・外来ベースアップ評価料の算定に係る資料については、[こちら](#)（1. ベースアップ評価料の届出を行う医療機関の届出について）を参照してください。

はじめに、届出の種類・様式・スケジュールを確認しましょう！

最初に、歯科技工所ベースアップ支援料の届出に必要な様式と届出スケジュールをご確認ください。【2026.04.23更新】

・ [令和8年6月以降に初めてベースアップ評価料の算定を始める歯科診療所（歯科技工所）](#)

様式の作成方法（わかりやすい説明資料）

（近日公開予定）

③ ベースアップ支援料を届け出る場合

届け出る様式は [こちら](#)【2026.04.24更新】
 ベースアップ評価料届出様式（様式101~102）【61KB】 **CLICK!!**

ベースアップ評価料を届出する際は、医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支庁）労働基準事務所ごとに設定された専用メールを提出することになります。また、メールアドレスが不明な場合は、書面にて提出してください。詳細は下記PDFファイル（約10KB）を参照してください。【103KB】

○賃金改善実績報告書の提出について
 各年8月までに「賃金改善実績報告書」は、[こちら](#)（9. 賃金改善実績報告書の提出について）をご覧ください。

歯科技工所ベースアップ支援料の仕組み

令和8年度診療報酬改定における、歯科診療所向けの歯科技工所ベースアップ支援料の概要についての解説です。診療報酬に関する改定項目の説明に加え、歯科技工所ベースアップ支援料に係る点数の構造などの情報をご説明しています。

【説明動画】（4：44～10：54が該当箇所）
[令和8年度診療報酬改定の概要【歯科】](#)
 【説明資料（PDF形式）】
 令和8年度診療報酬改定の概要【歯科】【1.5MB】

関連する通知・事務連絡

< 前ページ >

④ **ファイルのダウンロード** **CLICK!!**

001695833.xlsx

ツール、ヘルプなどの検索 (Alt + Q)

ファイル ホーム 挿入 共有 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 ヘルプ 描画

MS ゴシック 11 B

BD18

1 様式101
 2
 3
 4
 5 **以下について確認**
 6 毎年8月

⑤ **001695833.xlsx** **CLICK!!**
 ファイルを開く
 もっと見る

必ずチェックを入れていただく

歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準に係る届出書添付書類

◎以下について確認の上、必ず☑を記載すること

毎年8月において、前年度の賃金改善支援の取組「歯科医療機関で記入」(賃金改善報告書)を作成し、報告することについて、理解しました。

本支援料による収入については全て歯科技工士の賃金に充当することについて、誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

◎必要記載項目

1 保険医療機関コード
保険医療機関名

2 製作委託等を行う歯科技工所の名称

3 歯科技工所における賃金引き上げの方法

⑥ 貴所名を入力

⑦ 本資料 5 ページ Q15 を参考に入力

⑧

必要事項を入力後、ご自身のパソコンにいったん保存してください。メール等を利用して歯科医療機関に提供し、本手引書10ページの厚生局メールアドレスに送っていただくよう依頼してください(以下メール文案)

表題：歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準届出について (お願い)

いつも大変お世話になっております。

令和8年度診療報酬改定により新設されました「歯科技工所ベースアップ支援料」につきまして、施設基準届出に必要な事項を弊社にてあらかじめ記載しております。

お手数をおかけいたしますが、送付しております Excel データ内の

- ・「別添2」シート
- ・「様式101 歯科技工所ベースアップ支援料」シート

につきまして、貴院必要事項をご入力いただき、下記厚生局受付メールアドレスへご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、電子申請が難しい場合は、印刷のうえ書面提出でも差し支えございません。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

何卒よろしくお願い申し上げます。

【厚生局受付メールアドレス】

次ページの所管厚生局ドレスを入力(●を@に変更して入力してください)

【添付資料】

- ・施設基準届出書 (Excel)

「歯科技工所ベースアップ支援料」もこのメールアドレスから届出書を送付できます。

ベースアップ評価料 届出専用メールアドレス一覧

届出書作成に当たっては、様式の「記載上の注意」を確認して作成してください。

※メール送付する際の注意点

- ①管轄の厚生局都道府県事務所を確認の上、メールを送付してください。
 - ②ベースアップ評価料の届出様式以外のファイルは添付しないでください。
 - ③送付するファイル名の冒頭に医療機関コード又は訪問看護ステーションコードを記載してください。
- ※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「●」を「@」に置き換えてください。

都道府県番号	管轄地域	都道府県名	メールアドレス	
01	北海道厚生局	北海道	baseup-hyoukaryou01●mhlw.go.jp	
02	東北厚生局	青森県	baseup-hyoukaryou02●mhlw.go.jp	
03		岩手県	baseup-hyoukaryou03●mhlw.go.jp	
04		宮城県	baseup-hyoukaryou04●mhlw.go.jp	
05		秋田県	baseup-hyoukaryou05●mhlw.go.jp	
06		山形県	baseup-hyoukaryou06●mhlw.go.jp	
07		福島県	baseup-hyoukaryou07●mhlw.go.jp	
08	関東信越厚生局	茨城県	baseup-hyoukaryou08●mhlw.go.jp	
09		栃木県	baseup-hyoukaryou09●mhlw.go.jp	
10		群馬県	baseup-hyoukaryou10●mhlw.go.jp	
11		埼玉県	baseup-hyoukaryou11●mhlw.go.jp	
12		千葉県	baseup-hyoukaryou12●mhlw.go.jp	
13		東京都	baseup-hyoukaryou13●mhlw.go.jp	
14		神奈川県	baseup-hyoukaryou14●mhlw.go.jp	
15		新潟県	baseup-hyoukaryou15●mhlw.go.jp	
19		山梨県	baseup-hyoukaryou19●mhlw.go.jp	
20		長野県	baseup-hyoukaryou20●mhlw.go.jp	
16		東海北陸厚生局	富山県	baseup-hyoukaryou16●mhlw.go.jp
17			石川県	baseup-hyoukaryou17●mhlw.go.jp
21	岐阜県		baseup-hyoukaryou21●mhlw.go.jp	
22	静岡県		baseup-hyoukaryou22●mhlw.go.jp	
23	愛知県		baseup-hyoukaryou23●mhlw.go.jp	
24	三重県		baseup-hyoukaryou24●mhlw.go.jp	
18	近畿厚生局	福井県	baseup-hyoukaryou18●mhlw.go.jp	
25		滋賀県	baseup-hyoukaryou25●mhlw.go.jp	
26		京都府	baseup-hyoukaryou26●mhlw.go.jp	
27		大阪府	baseup-hyoukaryou27●mhlw.go.jp	
28		兵庫県	baseup-hyoukaryou28●mhlw.go.jp	
29		奈良県	baseup-hyoukaryou29●mhlw.go.jp	
30		和歌山県	baseup-hyoukaryou30●mhlw.go.jp	
31	中国四国厚生局	鳥取県	baseup-hyoukaryou31●mhlw.go.jp	
32		島根県	baseup-hyoukaryou32●mhlw.go.jp	
33		岡山県	baseup-hyoukaryou33●mhlw.go.jp	
34		広島県	baseup-hyoukaryou34●mhlw.go.jp	
35		山口県	baseup-hyoukaryou35●mhlw.go.jp	
36	四国厚生支局	徳島県	baseup-hyoukaryou36●mhlw.go.jp	
37		香川県	baseup-hyoukaryou37●mhlw.go.jp	
38		愛媛県	baseup-hyoukaryou38●mhlw.go.jp	
39		高知県	baseup-hyoukaryou39●mhlw.go.jp	
40	九州厚生局	福岡県	baseup-hyoukaryou40●mhlw.go.jp	
41		佐賀県	baseup-hyoukaryou41●mhlw.go.jp	
42		長崎県	baseup-hyoukaryou42●mhlw.go.jp	
43		熊本県	baseup-hyoukaryou43●mhlw.go.jp	
44		大分県	baseup-hyoukaryou44●mhlw.go.jp	
45		宮崎県	baseup-hyoukaryou45●mhlw.go.jp	
46		鹿児島県	baseup-hyoukaryou46●mhlw.go.jp	
47	沖縄県	baseup-hyoukaryou47●mhlw.go.jp		

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	届出番号 (歯技べ) 第 号
(連絡先 担当者氏名 : 電話番号 :)	
(届出事項) [歯科技工所ベースアップ支援料] の施設基準に係る届出 [2-616]	
<p> <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 </p> <p> <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 </p> <p> <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 </p> <p> <input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 </p> <p> 標記について、上記基準のすべてに適合しているのので、別添の様式を添えて届出します。 </p> <p> 令和 年 月 日 </p> <p> 保険医療機関の所在地 及び名称 </p> <p style="text-align: center;"> 開設者名 </p> <p> 関東信越厚生局長 殿 </p>	
<p> 備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 </p> <p> 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 </p> <p> 3 届出書は、1通提出のこと。 </p>	

歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準に係る届出書添付書類

◎以下について確認の上、必ず☑を記載すること

毎年8月において、前年度の賃金改善支援の取組状況について、様式102により、「実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

本評価料による収入については全て歯科技工士の賃上げに充当することについて、誓約します。

年 月 日 開設者名：

◎必要記載項目

1 保険医療機関コード
保険医療機関名

2 製作委託等を行う歯科技工所の名称

3 歯科技工所における賃金引き上げの方法

()

【記載上の注意】

1 「3」については、歯科技工所と連携し、可能な限り具体的に記載すること。

記入例

歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準に係る届出書添付書類

◎以下について確認の上、必ず☑を記載すること

- 毎年8月において、前年度の賃金改善支援の取組状況について、様式102により、「実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。
- 本支援料による収入については全て歯科技工士の賃上げに充当することについて、誓約します。

記入日もしくは郵送日を記入

令和	年	月	日	開設者名：	開設者名（法人または個人名）
----	---	---	---	-------	----------------

◎必要記載項目

- 1 保険医療機関コード 保険医療機関コードの記入
 保険医療機関名 医療機関名の記入

2 製作委託等を行う歯科技工所の名称

〇〇歯科技工所
株式会社 ▲△ラボラトリー

歯科技工所の名称を記入
 後に報告する実績報告に記載されればここに記載なくても算定可能

3 歯科技工所における賃金引き上げの方法

記入例
 Q15参照

- ・当歯科技工所においては、歯科技工士等の処遇改善を目的として、基本給の引き上げ及び各種手当の見直しにより賃金の引き上げを行う。
- ・当歯科技工所においては、本支援料に係る収入を、業務内容及び従事状況に応じて、基本給の引き上げ（見直し）に充当すること等、適切に配分し処遇改善を図る。

【記載上の注意】

- 1 「3」については、歯科技工所と連携し、可能な限り具体的に記載すること。

都道府県 事業所等の名称

電話番号

北海道厚生局

〒060-0808北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎8階



北海道 医療課 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎8階

011-796-5105

東北厚生局

〒980-8426宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21F



宮城 指導監査課（宮城） 〒980-8426宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階
 青森 青森事務所 〒030-0801青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎6階
 岩手 岩手事務所 〒020-0024岩手県盛岡市菜園1-12-18盛岡菜園センタービル2階
 秋田 秋田事務所 〒010-0951秋田県秋田市山王7丁目1-4秋田第二合同庁舎4階
 山形 山形事務所 〒990-0041山形県山形市緑町2-15-3 山形第二地方合同庁舎1階
 福島 福島事務所 〒960-8021福島県福島市霞町1-46福島合同庁舎4階

022-206-5217
 017-724-9200
 019-907-9070
 018-800-7080
 023-609-0140
 024-503-5030

関東信越厚生局

〒330-9713埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F



埼玉 指導監査課（埼玉） 〒330-9727 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟2階
 茨城 茨城事務所 〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4階
 栃木 栃木事務所 〒320-0043 栃木県宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎5階
 群馬 群馬事務所 〒371-0024 群馬県前橋市表町2丁目2-6 前橋ファーストビルディング7階
 千葉 千葉事務所 〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎5階
 東京 東京事務所 〒163-1111 東京都新宿区西新宿6丁目22-1 新宿スクエアタワー11階
 神奈川 神奈川事務所 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎2階（低層棟）
 新潟 新潟事務所 〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代2丁目3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階
 山梨 山梨事務所 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎9階
 長野 長野事務所 〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第2合同庁舎4階

048-851-3060
 029-277-1316
 028-341-8486
 027-896-0488
 043-382-8101
 03-6692-5126
 045-270-2053
 025-364-1847
 055-209-1001
 026-474-4346

東海北陸厚生局

〒461-0011愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階



愛知 指導監査課（愛知） 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階
 富山 富山事務所 〒930-0085 富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎5階
 石川 石川事務所 〒920-0024 金沢市西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎7階
 岐阜 岐阜事務所 〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階
 静岡 静岡事務所 〒424-0825 静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎3階
 三重 三重事務所 〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎4階

052-228-6179
 076-439-6570
 076-210-5140
 058-249-1822
 054-355-2015
 059-213-3533

近畿厚生局

〒541-8556大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館3階



大阪 指導監査課（大阪） 〒540-0011大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22大江ビル8階
 福井 福井事務所 〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎7階
 滋賀 滋賀事務所 〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階
 京都 京都事務所 〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 リソナ京都ビル5階
 兵庫 兵庫事務所 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎2階
 奈良 奈良事務所 〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階
 和歌山 和歌山事務所 〒640-8143和歌山市二番丁3和歌山地方合同庁舎5階

06-7663-7663
 0776-25-5373
 077-526-8114
 075-256-8681
 078-325-8925
 0742-25-5520
 073-421-8311

中国四国厚生局

〒730-0012広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階



広島 指導監査課（広島） 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階
 鳥取 鳥取事務所 鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階
 島根 島根事務所 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6階
 岡山 岡山事務所 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階
 山口 山口事務所 山口市吉敷下東1-3-1 山陽ビル5階

082-223-8209
 0857-30-0860
 0852-61-0108
 086-239-1275
 083-902-3171

四国支局

〒760-0019香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎4階



香川 指導監査課（香川） 〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館5階
 徳島 徳島事務所 〒770-0941 徳島県徳島市万代町3丁目5番地 徳島第2地方合同庁舎4階
 愛媛 愛媛事務所 〒790-0066 愛媛県松山市宮田町188番地6 松山地方合同庁舎1階
 高知 高知事務所 〒780-0850 高知県高知市丸の内1-3-30 四国森林管理局庁舎1階

087-851-9593
 088-602-1386
 089-986-3156
 088-826-3116

九州厚生局

〒812-0013福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎10階



福岡 指導監査課（福岡） 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8住友生命博多ビル4F
 佐賀 佐賀事務所 〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第二合同庁舎7F
 長崎 長崎事務所 〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル12F
 熊本 熊本事務所 〒862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎4F
 大分 大分事務所 〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎1F
 宮崎 宮崎事務所 〒880-0816 宮崎市江平東2-6-35 3F
 鹿児島 鹿児島事務所 〒890-0068 鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第二地方合同庁舎3F
 沖縄 沖縄事務所 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎西棟2F

092-707-1125
 0952-20-1610
 095-801-4201
 096-284-8001
 097-535-8061
 0985-72-8880
 099-201-5801
 098-833-6006

本協定書は強制ではありません。
歯科医療機関から求められた場合などにご活用ください

歯科技工所ベースアップ支援料に関する協定書

本協定書は、歯科医療機関(以下「甲」という。)および歯科技工所(以下「乙」という。)が、令和8年度診療報酬改定において新設された「歯科技工所ベースアップ支援料」の適切な運用に関し、相互に確認することを目的として締結する。

第1条(目的)

本協定は、歯科技工所ベースアップ支援料の制度趣旨に基づき、歯科技工士の処遇改善および歯科医療提供体制の維持に資することを目的とする。

第2条(支援料の取扱い)

甲は、歯科技工所ベースアップ支援料を算定した場合、その趣旨を踏まえ、当該支援料相当額を乙への委託費に反映するよう努めるものとする。

また、本支援料は今後の制度運用において点数の見直しが予定されていることを踏まえ、適切な取扱いを行うものとする。

第3条(連携および協力)

甲および乙は、本制度の適切な運用のため、必要な情報共有および相互協力を行うものとする。

第4条(実績報告への協力)

乙は、実績報告書の作成に必要な算定回数等の情報について、可能な範囲で甲に提供するものとする。

また、甲乙は、本支援料に係る算定状況が把握できるよう、納品書等における記載方法について相互に確認し、適切な管理に努めるものとする。

第5条(消費税の取扱い)※新設

本支援料は診療報酬に含まれるものであり、消費税相当額を含んだ金額として取り扱うものとする。

甲乙は、本支援料に係る請求および支払において、税務上適切な処理を行うよう努めるものとする。

第6条(協定の性質)

本協定は、法的拘束力を有する契約ではなく、制度の円滑な運用を目的とした相互確認として取り交わすものである。

第7条(協議)

本協定に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

以上、本協定の趣旨を確認するため、本書を作成し、甲乙それぞれ署名する。

令和 年 月 日

甲(歯科医療機関)

署名: _____

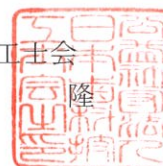
乙(歯科技工所)

署名: _____

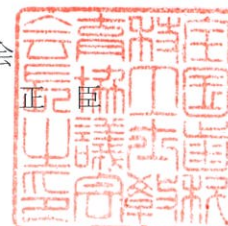
令和8年4月8日

公益社団法人 日本歯科医師会
会長 高橋 英 登 様

公益社団法人 日本歯科技工士会
会長 森 野 隆



全国歯科技工士教育協議会
会長 池 田 正 臣



一般社団法人 日本歯科技工所協会
会長 木 村 正



歯科技工所ベースアップ支援料の活用による歯科技工士の処遇改善に対するご協力をお願い

拝啓 平素より歯科医療の発展にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたびの診療報酬改定において「歯科技工所ベースアップ支援料」が新設されましたことは、貴会のひとかたならぬご尽力によるものであり、歯科技工関係者を代表し、深く感謝申し上げます。

現在ご承知の通り、歯科技工士の減少や高齢化が進む中、歯科技工分野を取り巻く環境は厳しさを増しており、歯科医療の安定的な提供を支える基盤として、担い手の確保に向けた処遇改善が求められているところです。

本制度は、歯科技工士の処遇改善を通じて人材確保を図り、ひいては歯科医療提供体制の維持に資することを目的として創設されたものと認識しております。また、今回の診療報酬改定においては、ベースアップ支援料に加えて、補てつ物等の製作技術に係る評価の見直しも行われており、歯科技工の専門性および技術の評価と処遇改善を進める内容であると受け止めております。

私ども三団体といたしましても、本制度の趣旨を踏まえ、歯科技工所において国の進める3.2%¹⁾の賃金改善が着実に進むよう、会員への周知・啓発を図ってまいります。

つきましては、本制度の円滑な運用が図られますよう、貴会におかれまして下記事項についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ・ 歯科技工所ベースアップ支援料の制度趣旨について、貴会会員の歯科医療機関への周知にご協力いただきたい。
- ・ 施設基準の趣旨に沿って、本支援料が歯科技工所への委託費の増額に活用されるよう、ご理解とご配慮を賜りたい。

以上

1) 「令和8年3月10日版 令和8年度診療報酬改定について」1.賃上げ・物価対応（賃上げ）

歯科技工関連三団体が日本歯科医師会へ要望書を提出

「歯科技工所ベースアップ支援料」の活用による歯科技工士の処遇改善と、安定した歯科医療提供体制の維持を要望

公益社団法人 日本歯科技工士会（会長：森野 隆）、全国歯科技工士教育協議会（会長：池田 正臣）、一般社団法人 日本歯科技工所協会（会長：木村 正）の歯科技工関連三団体は、2026年4月8日、公益社団法人 日本歯科医師会（会長：高橋 英登）に対し、「歯科技工所ベースアップ支援料の活用による歯科技工士の処遇改善に対するご協力をお願い」を提出いたしました。本要望は、令和8年度診療報酬改定において新設された「歯科技工所ベースアップ支援料」の適切な運用を通じて、歯科技工士の賃金水準の向上と処遇改善を図り、深刻化する人材不足の解消および将来にわたる歯科医療提供体制の維持・確保を目的とするものです。

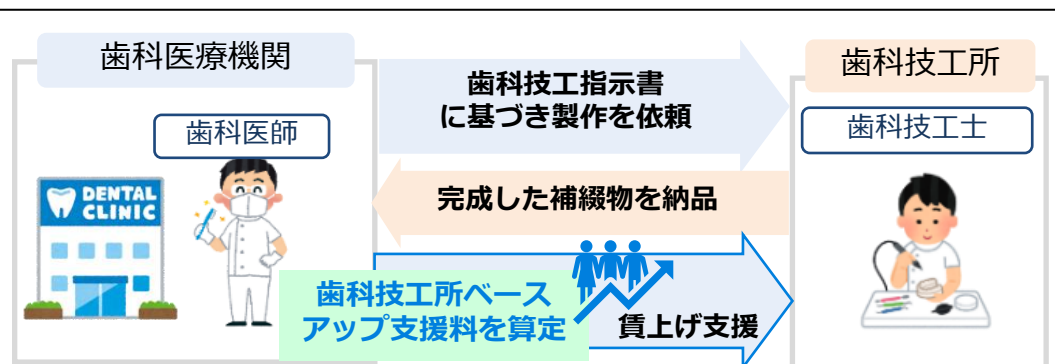
当日は、日本歯科医師会より高橋会長のほか、瀬古口精良副会長、伊藤智加専務理事、末瀬一彦常務理事が同席され、今後の業界課題について懇談が行われました。懇談の中で、日本歯科技工士会の森野会長は、本支援料の新設に向けた日本歯科医師会の尽力に対し謝意を示すとともに、歯科技工士が安心して職務に専念できる環境整備に向け、同支援料の適切な運用と会員歯科医師への周知・理解促進への協力を要望いたしました。これに対し、日本歯科医師会の高橋会長からは、歯科技工士の処遇改善の重要性について理解が示され、要望内容について検討し、対応に向けて取り組む旨の発言がありました。あわせて、三団体と日本歯科医師会が一層連携を強化し、歯科医師および歯科技工士の双方がより良い環境で職務に従事できるよう、継続的に取り組むことが確認されました。



賃上げに向けた評価の見直し③

歯科技工所ベースアップ支援料の新設

- 歯科技工所に所属する歯科技工士の確実な賃上げを図る観点から、**歯科技工所ベースアップ支援料**を新設する。
- また、**令和9年6月以降においては、所定点数の100分の200に相当する点数により算定**する。



(新) 歯科技工所ベースアップ支援料 (1装置につき) 15点

[算定要件 (通知)]

- (1) 歯科技工所ベースアップ支援料は、当該保険医療機関の歯科医師から交付された歯科技工指示書に基づき、歯科医療の用に供する補綴物等の製作等の委託を受けた歯科技工所に所属する歯科技工士の賃金の改善を実施することについて評価したものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、**補綴物等の製作等の委託**を行った場合に、所定点数を算定する。
- (2) 歯科医師から交付された歯科技工指示書や歯科医師の直接の指示に基づき、当該保険医療機関内の歯科技工士が補綴物等の製作や修理を行う場合には算定できない。
- (3) 本区分は、M005に掲げる装着又はN008に掲げる**装着の算定時に算定**する。
※装着の費用が含まれる支台築造、暫間歯冠補綴装置、3次元プリント有床義歯等については、各区分の算定日に本区分を算定する。

[施設基準(通知)]

- (1) 歯科技工所に補綴物等の製作等を委託しており、**当該歯科技工所の歯科技工士の賃上げ等、補綴物の製作を後方から支援する保険医療機関であること。**
- (2) 当該保険医療機関は、当該支援料の趣旨を踏まえ、**製作等を委託する歯科技工所が当該支援料による賃金改善の意向を有する場合に、当該歯科技工所と連携の上で届出を行うとともに、当該支援料を全て歯科技工所への委託費の増額に充てること。**

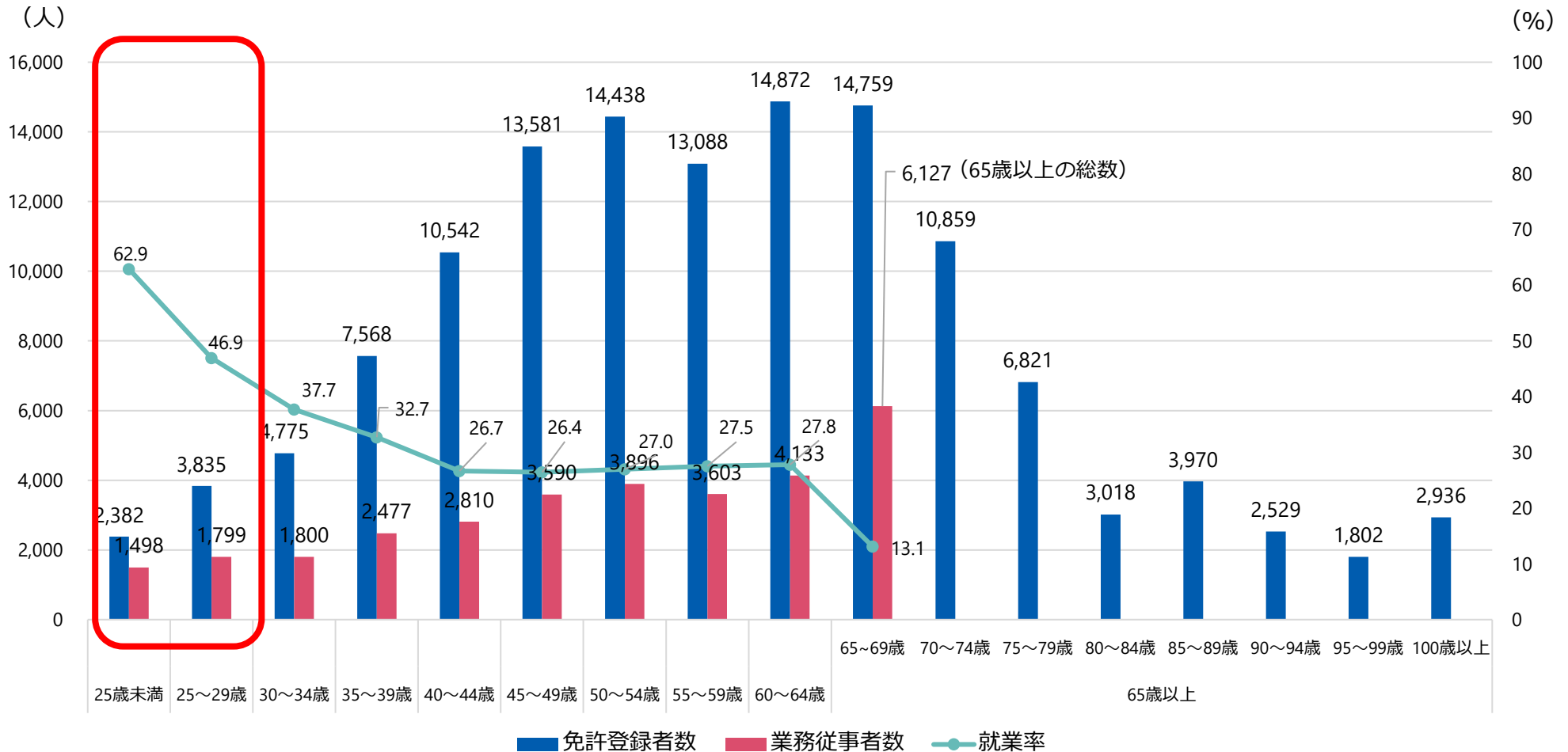
届出に関する事項 (概要)

- 毎年8月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため「実績報告書」を地方厚生(支)局長に届け出ること。
- 保険医療機関は、歯科技工所ベースアップ支援料の算定に係る書類(「実績報告書」等)を、当該支援料を算定する年度の終了後3年間保管すること。

歯科技工士免許登録者数と就業者数（年齢階級別）

※ 2 就業者率関係

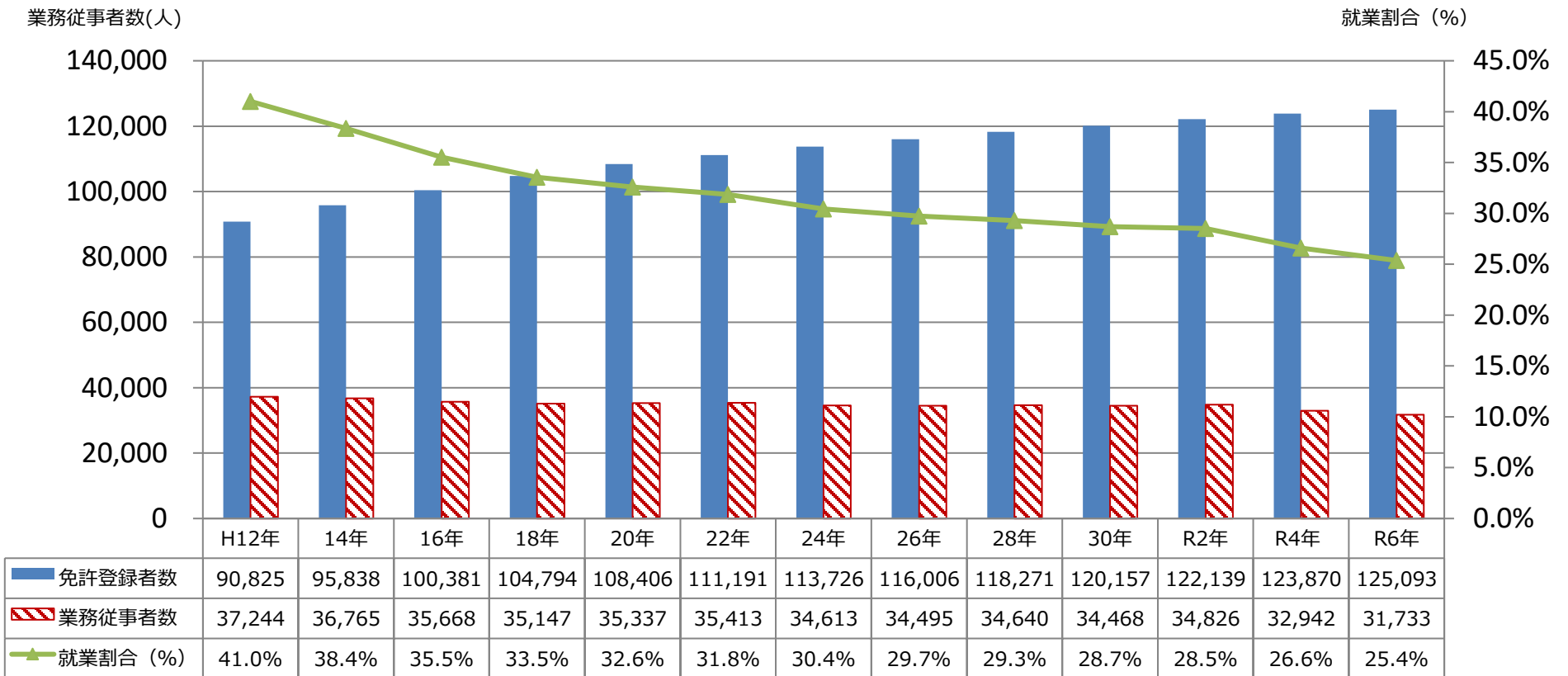
- 令和6年における年齢階級別の歯科技工士免許登録者数と就業者数は、年齢階級が上がるにつれて就業率は低下する。
- 免許取得直後の25歳未満の就業率は62.9%であるが、25～29歳で46.9%に下がり、40代で3割弱になっている。



歯科技工士免許登録者数、業務従事者数の年次推移

※2 就業者率関係

- 令和6年の歯科技工士免許登録者数は125,093人であり、そのうち業務従事者数は31,733人である。
- 免許登録者数に占める業務従事者数の割合（就業割合）は減少傾向であり、令和6年では25.4%である。



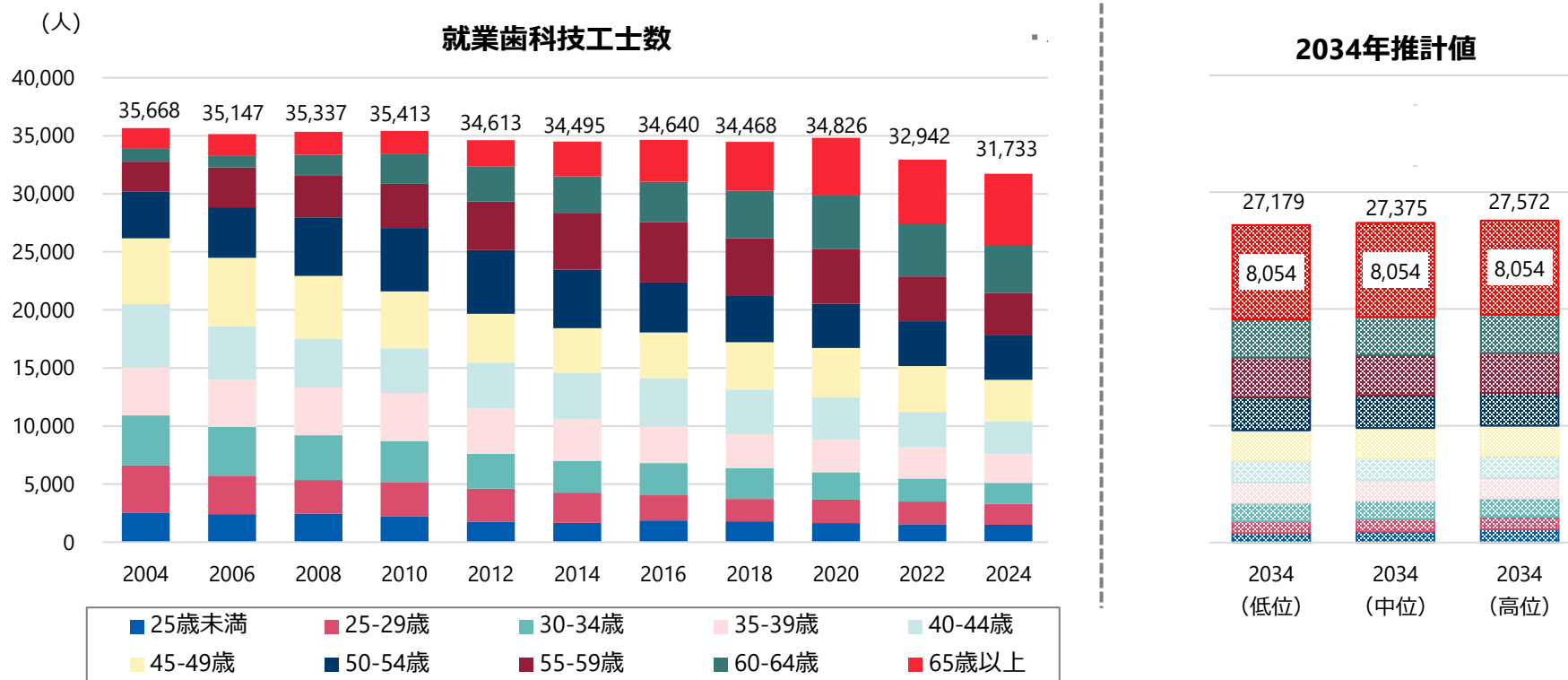
(出典：衛生行政報告例、歯科医療振興財団調べ)

就業歯科技工士の供給推計（年齢階級別）

○ 就業歯科技工士の供給推計について、年齢階級別にみると、65歳以上の割合が29.2～29.6%であり最も多い。

<就業歯科技工士の供給推計方法>（※近年の就業者数等のトレンドがこのまま続くと仮定）

$$10年後の就業歯科技工士の供給推計 = (\text{直近の就業歯科技工士数} \times \text{継続就業者率 (就業場所・性・年齢階級別)} \times 1) + (\text{新規参入者の推計値} \times \text{就業者率} \times 2 \times \text{現役新規参入者率} \times 3)$$



低位推計：新規参入者の推計値を直線回帰で推計し、就業者率及び現役新規参入者率を乗じて推計
 中位推計：新規参入者の推計値を指数回帰で推計し、就業者率及び現役新規参入者率を乗じて推計
 高位推計：新規参入者の推計値を現状維持と仮定し、就業者率及び現役新規参入者率を乗じて推計

歯科技工所ベースアップ支援料

適正運用のための手引き

令和8年5月発行

発行

歯科技工関連三団体

- ・公益社団法人日本歯科技工士会
- ・全国歯科技工士教育協議会
- ・一般社団法人日本歯科技工所協会

- 本資料は、歯科技工所ベースアップ支援料の円滑な制度運用を目的として作成したものです。
- 本資料の全部または一部について、無断転載・無断改変・商用利用を禁じます。
- 制度内容については、今後の通知等により変更される場合があります。
- 最新情報については厚生労働省等の通知をご確認ください。